

令和3年度第1回 岸和田市障害者施策推進協議会

会 議 名	第1回岸和田市障害者施策推進協議会	
日 時	令和3年7月21日（水）14時～15時30分	
場 所	岸和田市役所4階 第2委員会室	
出席委員	松端委員、大谷委員、大賀委員、山本委員、上野委員、今口委員、小門委員、松藤委員、小西委員、根未委員、叶原委員、藤原委員、井ノ阪委員、喜多田委員、黒澤委員 以上15名。	
欠席委員	5人	
事 務 局	山本福祉部長、長谷川障害者支援課長、東障害者支援課主幹、野村障害福祉担当主幹、近道相談担当主幹、木岡サービス担当主幹、木田福祉医療担当長、植田子育て企画担当主幹	
傍聴人数	3人	
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 委嘱状の交付について 3 委員自己紹介 4 議 事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第4次岸和田市障害者計画の進捗状況の評価報告について (2) その他 5 閉 会 	
配布資料	第4次岸和田市障害者計画の進捗状況の評価報告 第4次岸和田市障害者計画振り返りシート	資料1 資料2

4. 議 事

(1) 第4次岸和田市障害者計画の進捗状況の評価報告について

- 事務局より資料1について説明。
- 会 長：第4次岸和田市障害者計画の4年間の総括ということでしょうか。
- 事務局：そのとおり。
- 委 員：7ページ『4 情報提供・コミュニケーション支援の充実』の項目で、『視覚障害や聴覚障害の方への配慮として、広報きしわだの音声版「声の広報」や点字版「点字広報」の作成を行いました』とある。視覚障害者への対応としては妥当だが、聴覚障害者への対応というわけではない。
- 事務局：聴覚障害者・視覚障害者の方への配慮の中の一つとしてあげているが、聴覚障害者の方への配慮した事業の項目ではないということで、委員ご指摘のとおり。
- 会 長：聴覚障害者の方への配慮は何かあるか。
- 事務局：広報そのものについては、通常の墨字版をお読みいただくことになる。
- 委 員：最近、市内在住の視覚障害者の方で団体に登録する方が少なくなった。我々が配布する声の広報や図書案内など音声版の情報のお届け部数が減少している。各市民センター・図書館などが配布の対象となっているが、それに加えて地域に密着した活動を行う各公民館や男女共同参画センターなどにも音声版をお届けするというのはどうか。
- 会 長：当事者団体への登録者が減ってきている。団体に登録はしていないけれども視覚障害のある方は現にいらっしゃるの、各公民館などに声の広報等を届けてはどうか、ということか。
- 委 員：そのとおり。
- 事務局：委員のおっしゃるように、市民センター内の図書館の分館・地区館には音声版や点字版が配布され、閲覧・貸し出しなど利用できる。男女共同参画センターや地域の公民館でも利用できるようになれば、という委員の意見は、担当課に伝えて相談させていただきたい。
- 委 員：5ページの中段（施策体系）『(2) 福祉教育・人権教育の推進 ①保育・教育の場における福祉教育の推進』とある。昨年度、新型コロナの影響もあり、学校その他、共同参画の場で事業がなかなか進んでいないこともあると思うが、計画の何%ぐらいが実施できたのかを教えてください。
- 事務局：令和2年度は実際に計画していたようには取り組めていないと報告を受けてる。何回計画していて何回実施できたかについては確認して報告させていただく。
- 委 員：うちは就労継続支援B型作業所だが、今年2月ごろに福祉教育を実施した。毎年ほど、小学校4年生ぐらいを対象に、授業の一環として利用者とともに内職作業を体験してもらっている。新型コロナの影響で実施はできなかったが、今

年は初めて中学校から依頼があった。生徒と一緒ににはできなかったが、先生と会議を開いて、福祉の授業として期待する内容をおうかがいし、資料を提供して、授業を行ってもらった。市内での実施状況はわからないが、社会福祉協議会からも何件か依頼を受けて、実施していることは確か。

- 委員：私たちのところでも、依頼を受けて福祉教育を実施している。障害当事者としてお話をさせていただいたりしている。コロナの前は年間5～7件ほど福祉教育の依頼を受けることがあった。コロナの影響を受けた昨年度は広い体育館を利用するなど工夫して、距離をたもちながら、3件ほど実施した。数は減っているかもしれないが、実施はしている。
- 会長：例年通りではないが実施はされているということだ。なお、令和2年度の各取り組みについては資料2に整理されているのでご覧いただけたら。
- 委員：広報についてだが、手話だけでコミュニケーションをとる聴覚障害者にとって、文字を読むだけで理解するのはなかなか難しいことだ。手話で広報の情報を提供してほしいと思っている。実際に2年前までテレビ岸和田の番組で広報の情報を提供していた。聴覚障害者にかかわりの深い内容の番組を選んで、手話付きで放送していた。予算の都合でテレビ岸和田の番組はなくなってしまった。手話で生活している人には、情報が伝わらないと思う。手話サークルや聴覚障害者団体の会合などで情報を得るようにしているが、コロナのためにそういう集まりもなくなってきて、情報を得ることがより難しくなっている。それは、新型コロナウイルスのワクチン接種に関する手続きの件でも同様だ。手話で情報を提供するメディアを予算の都合でなくすというのは非常に困る。そういう面では福祉計画の後退ではないか。
- 会長：テレビ岸和田で広報の手話でのお知らせをしているのか。
- 委員：以前は手話通訳付きの番組が放送されていた。
- 事務局：岸和田市と忠岡町を視聴地域とするテレビ岸和田というケーブルテレビ局がある。市の番組としてテレビ市政だよりがあった。番組では市の情報やイベントの様子などを放映していた。テーマによって手話通訳付きで番組を制作していた。予算のこともあり、テレビ市政だよりという番組そのものが終了した。今は、市が提供する番組はなくなった。
- 会長：いつからなくなったのか。
- 事務局：3年ぐらい前だと思う。
- 会長：テレビ岸和田の中の番組の一つとして、テレビ市政だよりがあり、岸和田市のいろいろなことをお知らせしていて、そこには手話通訳もあったということだが、予算の削減で番組がなくなったということだ。手話での情報提供について、別途考える余地はあるのか。
- 事務局：広報広聴課の今後の事業の展開の仕方に関わることなので、ご意見については

広報広聴課に伝え、どのようなことができるかを検討してもらえたらと思う。

- 会 長：声の広報があるので、映像で手話の広報があってもいいかもしれない。
- 委 員：新型コロナウイルスの予防接種について現状をお伝えしたい。接種券が障害のある人の家庭にも届いていて、家族から施設にこれに関する問い合わせがある。第5波が近づいているという報道もあって、不安に思っている。接種の今後の見通しなど、詳しい情報の提供には留意していただきたい。ワクチンが入ってきて、体制が整ったら障害のある方、特に疾患のある方が安心して接種できるようにしていただきたい。もうひとつは、入所施設とグループホームに障害者支援課長名で新型コロナワクチン接種の調査が来ている。施設での接種希望者数を把握したいとのことであるが、この調査をもって今後の対応が調整されるわけではないとの但し書きがある。回答しても対応してくれないのではないかと職員から問い合わせがあった。ワクチンについては国と府がイニシアチブをとっていただかなければならないので、市の保健部も苦勞されていると思うが、実態としてこのような声がある。
- 会 長：ワクチンを打つときに暴れてしまう、注射が怖いというような、ワクチン接種が困難な方にどう対応していくかということ。それと、施設に調査が来ているが、意向を確かめるだけで、直ちに対応が調整されるものではないという意図の分かりにくい調査ということだ。
- 委 員：注射ではなく、鼻にかけるタイプのワクチンがあるとテレビで紹介していた。障害のある方には注射をすごく怖がる方もいるので、そのような方法もあると聞いた。ワクチン接種に行くと、医師が本人に「打つか、打たないか」尋ねたら、本人が「いらない」と答えたために打てなかった、という話を団体の会合で耳にした。障害の特性で注射が怖いという人もいるので、そのあたりの配慮も必要だと思う。結局その方は（接種のために出直して）2往復したことになる。
- 会 長：本人の意思確認も大切だが、接種するために出向いている以上はね。では、議事（2）のその他について事務局から。
- 事務局：地域生活支援拠点等整備に関する進捗報告について。課題となっていた緊急時の受け入れ体制については、入所施設を持つ2社会福祉法人・相談支援専門員・委託相談支援事業所の協力のもと、一定の要件を満たした方の事前登録により、4月以降、運用を開始している。現在、事前登録者は13名。また、令和2年度第2回障害者自立支援協議会全体会で、地域生活支援拠点等整備部会の設置について承認を得た。この部会で、事前登録申請の審査、地域生活支援拠点整備の検証も行っていく予定。年3回程度、開催予定。社会福祉法人2法人、委託相談支援事業所、基幹相談支援センターで構成する。
- 会 長：地域生活支援拠点については岸和田市では面的整備という形で対応するとい

うことだが、緊急時の受け入れ体制については2つの入所施設の協力と相談支援事業所等の協力で事前登録制を4月より開始していて13名が登録されているということだ。年に3回の会議というのは申請された方の審査ということか。

○事務局：そのとおり。

○会長：13名の方は審査が済んでいるのか。

○事務局：(13名のうち)1名は4月以降に新たに申請された。この方は(部会での審査は)まだだが、事務局で確認をして運用はしている。

○会長：申請をしたが駄目だった方はいるか。

○事務局：いない。

○委員：相談支援事業について、10月から6圏域に分かれて行くと聞いているが、進捗状況について教えてほしい。10月から9月までと、質・量ともに変わらない支援を受けられるのか。

○事務局：以前ご報告のとおり、委託相談支援事業の実施方法は、これまでは市域を分けて3事業所が、それぞれが得意とする障害の分野で相談を受けるという形で実施していたが、今年度の10月から市域を6つに分けて、お住いの地域に密着した形で相談を受けるということになる。どの障害かにかかわらず、全ての障害について対応していくよう、体制を変更するというので作業を進めている。4月に入ってすぐに公募型プロポーザルの公表をし、6圏域のうちの4圏域については事業者の選定が終わっている。受託候補事業者の選定がなされていない2圏域については、現在3次公募中。これを経て6圏域での相談支援体制を開始させていただく。

○会長：現在は3事業所で対応しているが、これは障害の種別ごとか。

○事務局：知的と身体、という事業所もあれば、精神をメインとしている事業所、全ての障害に対応している事業所もある。

○会長：それを、今度は6圏域に分け、障害の種別を問わず相談ができるようにする。3つ事業所があるので、プロポーザル方式で、今、1か所追加できたということか。3事業所も含めて、改めて公募をしたということか。

○事務局：そのとおり。

○会長：4圏域が決まって、2圏域を今公募中ということだ。質が落ちるということはないですね。より身近な地域で障害の種別に関係なく相談に乗っていただける体制をつくるということだ。

○委員：不安しかない。

○会長：不安しかないということなので、ぜひ、その不安を払拭していただけるように進めていただいたい。

○委員：最近、いろいろな災害が報道されている。視覚障害者にとって、災害の情報をいかに受け取り、被害を最小限にとどめるためにどのような行動をとればいい

のか、その判断がなかなか的確にするのが難しい。災害が起きているときに、具体的な避難に関する情報を視覚障害者にどのように伝えるべきか。マスコミの避難情報だけではなかなか理解しにくく、自分で判断することは非常に困難。災害時の緊急的な情報提供などについて、見直す時期に来ているのではないか。

- 会長：避難行動要支援者名簿に登録するという仕組みがあるが、それに登録するかどうかということがある。また、登録していたとして、その登録者のサポートが整っているかということがある。多分、今は登録どまりになっているのではないか。具体的な支援体制作りには至っていない。早急に作っていく必要はあると思う。
- 会長代理：それぞれの地域で個別の避難支援の計画を立てることになっているが、進捗状況について教えてほしい。
- 事務局：個別避難計画について、立てなければならないことは十分に認識しているが、市のハザードマップの改定が今年度予定されており、今よりも危険区域の設定が広がると聞いている。まずは、新しくハザードマップを改定し、これをもとに個別避難計画にステップを進めていきたいと担当課から聞いている。
- 会長代理：要援護者に対してどの方がサポートに入るかを名簿上に載せるような仕組みを作っている自治体もある。多分、岸和田市でも今後そのような方向で進んでいくのではと思っている。
- 会長：すぐにというわけにもいかないが、災害はいつ来るかわかりませんので、早急に対応していただきたい。
- 委員：先ほどの相談支援事業の件だが、これまで相談をしていた事業所を変えないといけない場合もあるということだろう。地域ごとに分かれて（事業所の）連携があるのかとか、その事業所と合う合わないとかもあると思う。地域をまたいで相談支援事業所に相談することはできるのですか。
- 会長：エリアによって担当事業所が決まることになるので、今まで利用していた相談事業所が変わることもある。今までの事業所を継続して利用できるのか。
- 事務局：委託相談の相談支援事業については地域ごとの体制となるので、その地域を担当する事業所にその地域にお住いの方の相談を受けていただくことになる。ただ、特定相談については地域割りではなく、今まで計画を依頼していた特定相談支援事業所をそのままお使いいただける。委託相談支援事業所に相談をしていた方で相談先の事業所が変わる方もあると思うが、相談先の事業所が変わったことで十分な相談が行えなくなるようなことがないように、事業所同士の引継ぎにも2か月の期間をとり、滞りなく引継ぎが行われるように手順を踏んでいる。
- 会長：サービス利用に伴う計画相談はそのまま継続可能。サービス利用以外のいろいろな（基幹的な）相談にのってもらっている場合にはエリア分けになるので人

によっては事業者が変わることもあるが、2か月の引継ぎ期間を用意して、利用者に不利益がないようにしていくということだ。

- 委員：その地域の事業所が合わないとも思っても、引っ越さない限り替えることはできないということか。
- 会長：その地域を担当する事業所と相性が合わない場合、隣の地域の事業所を使うことは可能なのか。
- 事務局：原則的には、お住まいの地域の委託相談支援事業所とお付き合いいただくことになる。日頃お使いの特定相談支援事業についても、基本的な相談を受けることは業務の一環なので、困りごとの相談をしていただくことはできる。また、地域の事業所に相談しているのに、自分の思いが全く伝わらなかったり、その役目を果たしていないということがあれば、市の基幹相談支援センターに相談していただくという方法もある。
- 会長：不都合が生じたら、複数相談するところがある。市の担当にも相談していただければと思う。
- 委員：手話で生活をしている聴覚障害者には専門的な支援が必要だ。手話で相談支援ができる職員の配置が必要だと思うが、その人が病気などで休職する場合、代替りの職員を簡単に探せるわけではない。専門的な職員をどうやって安定的に配置できるのか、計画的に進めていかないといけない。市には市民病院を含めると3名の手話通訳の専門的な職員が配置されており、ありがたくまた心強くも思っているが、その専門的な職員が長期に休職した場合、あとの2人の負担が大きくなりすぎると思う。どのように専門的な人材を確保するのか。市として計画的なビジョンを持っているのか。
- 事務局：一旦、復帰していたが、現在は1人が休職している状態。専門的で、また業務の質を落とさずに仕事をしていくという方を見つけるのはなかなか難しく、苦慮している。ご指摘の通りではあるが、今、体調を崩している職員についても優秀な職員ですので、従前どおり復帰してほしいと考えているところだ。
- 会長：人材確保は、手話通訳も含め、大きな課題だ。市としても考えていかなければならないことだ。
- 会長：他になれば、以上をもって、本日は終了とする。

以上